

市長室からお答えします

道路の植栽や雑草の管理を

Q 自動車に乗って交差点を右折しようとした時、道路の中央分離帯に木や雑草が生えていて、対向車が見えにくいと感じました。木を剪定したり、雑草を除去したりしてもらえませんか。

A 市が管理する道路の中央分離帯については、定期的に除草作業をするほか、交差点付近の見通しを確保するために植栽の高さを低くするなど、安全・安心に通行してもらえるよう管理しています。また、路肩についても、幹線道路や通学路を優先しながら定期的な除草作業を行うなどの維持に努めています。そのほかの道路については、日常の道路パトロールで状況を確認するとともに、通行に支障が出ているといった通報があった際には随時作業を行っています。

なお、国道・県道はそれぞれ国・県が管理しています。

道路状況などについて何か気付いたことがあったら、次の各問い合わせ先に連絡してください。

- 国道51号…千葉国道事務所酒々井出張所(☎043-496-5171)
- その他の国道・県道…成田土木事務所(☎26-4831)
- 市道…道路管理課(市役所5階 ☎20-1551)

※くわしくは各問い合わせ先へ。



このコーナーでは、これまで「市長への手紙」などを通じて寄せられた意見・要望のうち、問い合わせの多いものについて、市の取り組みや考え方などをQ&A方式で紹介しています。

消費生活相談Q&A

賃貸借契約を理解して
トラブルを防止

Q 大学の入学に合わせて賃貸マンションを借りるため不動産仲介業者へ行き、賃貸借契約書にサインした上で仲介手数料や敷金(家賃1カ月分)など約18万円を支払いました。

その後、入居する前に体調を崩してしまったことから不動産仲介業者に解約を申し出たところ「すでに契約は成立している。受け取った金額のうち、清掃費用の2万円のみであれば返金できるが、そのほかの費用はできない」と言われています。賃貸借契約書を確認すると、急な途中解約は違約金として家賃1カ

月分を支払う旨が記載されていましたが、まだ鍵も受け取っていない状況なのに支払ったお金がほとんど返ってこないことに納得できません。自己都合であることは分かっていますが、敷金などは返金してもらえないのでしょうか。

A 令和4年4月から成年年齢の引き下げで18歳になれば一人で契約を結ぶことができるようになりました。このため、賃貸借契約を締結した時点で契約は成立していて一方的に解除できないことから、敷金などは返金してもらえません。

借主(入居者)が締結した賃貸借契約を解約するためには、賃貸借契約書で定められた解約予告期間より前に申し出るか、解約予告期間相当分の家賃などの支払いが必要になります。賃貸借契約の締結時は、貸主(大家や不動産仲介業者)から「重要事項説明書」や「賃貸借契約書」が渡されますので、契約書類の記載内容や賃貸物件の現況をよく確認するようにしてください。

特に、禁止事項、修繕に関する事項、退去する際の費用負担に関する事項などはトラブルにつながるが多いため、「退去時のルームクリーニング費用(清掃費用)は全額借主が負担する」といった特約が設定されていないか必ず契約前に確認しておきましょう。

不安に思ったりトラブルになったりした場合は消費生活センターに相談してください。

※くわしくは同センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険の出産育児一時金

医療機関へ直接支払います

出産育児一時金には直接支払制度があります。被保険者が医療機関で手続きをすることにより、一時金の額を上限として、国民健康保険から医療機関へ費用を直接支払う制度です。

この制度を利用すれば、被保険者は出産費用から一時金分を引いた差額を医療機関に支払えばよいので、事前にまとまった費用を用意する必要がありません。

制度を利用しない場合は、出産後に市へ申請することになり



ます。実施していない医療機関もあるので、出産予定の医療機関に直接確認してください。ただし、全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合などに被保険者本人として1年以上加入していた人が、その保険をやめてから6カ月以内に出産する場合は、以前加入していた保険から支給される場合があります。制度を利用する時には、以前加入していた健康保険に確認してください。

直接支払制度を利用する場合

医療機関で保険証を提示して、直接支払制度に関する合意文書に署名してください。通常、市での手続きは不要ですが、出産費用が一時金の額を下回った場合は、差額分を受け取るための手続きが必要になります。保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。

直接支払制度を利用しない場合

医療機関で保険証を提示して、制度を利用しない旨を申し出てください。退院時に出産費用の全額を医療機関に支払い、その後、保険年金課または下総・大栄支所に申請してください。

申請に必要な物＝保険証、母子健康手帳、世帯主の預金口座番号が分かる物、医療機関から受け取る直接支払制度に関する合意文書と出産費用の請求・領収明細書、分娩者のマイナンバーが分かる物

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間

追納で受取額が増加

国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)・納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めた時よりも老齢基礎年金の受取額が少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば免除を受けた期間の保険料を後から納めること

令和5年3月末日までに追納する場合の1カ月分の保険料額

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成24年度	15,220円 (240円)	11,410円 (180円)	7,610円 (120円)	3,800円 (60円)
平成25年度	15,190円 (150円)	11,390円 (110円)	7,600円 (80円)	3,800円 (40円)
平成26年度	15,340円 (90円)	11,510円 (70円)	7,670円 (50円)	3,830円 (20円)
平成27年度	15,670円 (80円)	11,750円 (60円)	7,830円 (40円)	3,920円 (20円)
平成28年度	16,330円 (70円)	12,240円 (50円)	8,160円 (30円)	4,080円 (20円)

ができます(追納)。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納を希望する人は、佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ連絡してください。

※くわしくは佐原年金事務所へ。

年 度	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成29年度	16,540円 (50円)	12,410円 (40円)	8,260円 (20円)	4,130円 (10円)
平成30年度	16,370円 (30円)	12,270円 (20円)	8,190円 (20円)	4,090円 (10円)
令和元年度	16,430円 (20円)	12,320円 (10円)	8,210円 (10円)	4,100円 (0円)
令和2年度	16,540円 (0円)	12,400円 (0円)	8,270円 (0円)	4,130円 (0円)
令和3年度	16,610円 (0円)	12,460円 (0円)	8,300円 (0円)	4,150円 (0円)